

日本チェアスキー協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は日本チェアスキー協会と称する。(以下協会とする。)

(事務所)

第 2 条 協会は事務所を置く。(詳細等、非掲載)

第 2 章 目的・事業

(目 的)

第 3 条 協会は身体障害者のスポーツとしてチェアスキーを普及することを目的とし、これをとおして身体障害者の生活圏、行動圏を拡大していくことをめざす。

(事 業)

第 4 条 協会は前条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。

- (1) チェアスキーに関する調査、研究。
- (2) チェアスキーの振興、普及に関すること。
- (3) チェアスキーに関する出版物、機関紙を発行すること。
- (4) その他、協会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 正会員

- (1) 正会員は協会の趣旨に賛同する個人とする。
- (2) 正会員はプレーヤーズ会員A(チェアスキーヤー)とスタッフ会員Bとする。

2 クラブ会員

- (1) クラブ会員は協会の趣旨に賛同し、協会公認クラブ、もしくは協会登録クラブに登録した個人とする。
- (2) クラブ会員はプレーヤーズ会員E(チェアスキーヤー)とスタッフ会員Fとする。

3 後援会員

後援会員は協会の趣旨に賛同し、財政的援助をする団体および個人とする。

4 特別会員

- (1) 協会は特別会員を置くことができる。
- (2) 特別会員は理事の推薦により理事会にて決定する。

(会 費)

第 6 条 会員は理事会にて定める年会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 入会申込書を受理し、年会費の納入が確認されたとき、あるいはクラブ会員名簿が提出されたとき入会とする。

(退 会)

第 8 条 つぎの場合は退会とする。

- (1) 会員からの申し出のあったとき。
- (2) 協会に著しい損害を与えたとき。
- (3) 年会費を2会計年度分滞納したとき。

第 4 章 役員・役員会

(理事会)

第 9 条 協会は最高議決機関として理事会を置く。

2 理事会はつぎの事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項。
- (2) 事業報告および決算に関する事項。
- (3) 会長の選出、事務局長および監査役の委嘱。
- (4) 専門部の設置および専門部長の選出。
- (5) 規約の改正。
- (6) その他必要な事項。

3 理事会は会長と理事で構成し、会長が招集する。

- (1) 理事会は年 1 回定例で開催する。
- (2) 前項にかかわらず、会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- (2) 理事会の議長は会長が行う。

4 理事会は理事の半数以上の出席により成立する。委任状は出席として認めない。

5 理事会の議決は多数決によるものとし、賛否同数のときは議長が決定する。

(理事)

第 10 条 協会は理事を 10 名程度置く。ただし 15 名以内とする。

2 理事は正会員の中から正会員の選挙により選出する。

3 理事の任期は 2 年とする。

(会長)

第 11 条 協会は会長を 1 名置く。

2 理事会において理事の中から選出する

3 会長の任期は 2 年とする。

(副会長)

第 12 条 協会は副会長を 2 名置く。

2 副会長は理事の中から会長が指名し理事会の承認を得る。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

(事務局長及び専門部長)

第 13 条 事務局長および専門部長は次の業務を行う。

- (1) 事務局長は協会の業務を統括する。任期は 2 年とする。
- (2) 専門部長は専門部の業務を統括する。任期は 2 年とする。

(監査役)

第 14 条 協会は監査役を 2 名置く。

2 監査役は協会の事業、会計、選挙を監査し、理事会に報告する。

3 監査役の任期は 2 年とする。

(運営委員会)

第 15 条 協会は執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会はつぎの業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行。
- (2) 事業の執行に必要な委員会の設置、運営。
- (3) その他、必要な業務の執行。

3 運営委員会は原則として 2 月に 1 回開催し、事務局長が招集する。

4 運営委員会の議長は事務局長が行う。

(運営委員)

第 16 条 協会は運営委員としてつぎの者を置く。

- (1) 会長 1名。
- (2) 副会長 2名。
- (3) 事務局長 1名。
- (4) 専門部長 若干名。
- (5) 事務局員 若干名。

2 その他必要な運営委員は会長が任命する。

3 運営委員の任期は2年とする。

(顧問・諮問委員)

第 17 条 協会に顧問および諮問委員を置くことができる。

2 顧問および諮問委員は会長が委嘱する。

3 顧問および諮問委員は会務について会長の諮問に応え、また助言する。

4 顧問および諮問委員は会長の依頼により理事会に出席し必要な意見を述べる
ことができるが、議決権は持たない。

(名誉会長)

第 18 条 協会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は会長の推薦により理事会にて決定する。

(選挙)

第 19 条 選挙は正会員の郵便投票でおこなう。

2 理事の選挙に関する管理運営は選挙管理委員会でおこなう。

3 その他の選挙規定は別に定める。

(役員のリコール)

第 20 条 正会員の3分の1以上の要求があったときは、リコール選挙を郵便投票でおこなう。

2 リコールの成立は選挙規定に定める。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 21 条 協会の財政には、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をあてる。

2 協会の会計年度は7月1日に始まり、6月30日に終わる。

付 則

- 1 この会則は1980年11月 9日から施行する。
- 2 この会則は1982年11月 7日から施行する。
- 3 この会則は1985年10月 1日から施行する。
- 4 この会則は1988年10月15日から施行する。
- 5 この会則は1994年 6月 1日から施行する。
- 6 この会則は1998年 9月19日から施行する。
- 7 この会則は2005年 7月23日から施行する。
- 8 この会則は2008年 7月26日から施行する。
- 9 この会則は2010年 7月10日から施行する。
- 10 この会則は2012年 7月 8日から施行する。
- 11 この会則は2016年 7月10日から施行する。